

< 記載例 >

第4号様式（第10条関係）

平成 28年 1月 30日

那 覇 市 長 宛

※必ず債権者登録した住所、団体名、代表者氏名（役職名含む）を記載し、債権者登録した代表者印を押印してください。

団体所在地 **那覇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇ビル〇〇号**団体名称 **那覇〇〇〇〇会**代表者職氏名 **会長 那 覇 太 郎**

(代表者印)

那覇市地域福祉基金補助事業実績報告書

みだしのことについて、平成27年5月29日付け那覇市指令福福第 1111 号で補助金交付決定の通知があった補助事業の実績を、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名 **福祉ボランティア実践研修会事業**
- 2 補助金精算額 金 **5 0 0 , 0 0 0** 円
- 3 添付書類 (1) 那覇市地域福祉基金補助事業実績書（別紙1）
(2) 那覇市地域福祉基金補助事業収支決算（精算）書（別紙2）
(3) 補助事業の成果を示す参考資料
(4) 事業に要した経費に係る領収証、レシート等（原本）

※購入品目の詳細がわかるもの。

< 記載例 >

別紙1 (第4号様式添付書類)

那覇市地域福祉基金補助事業 実績書

交付要綱第10条参照

事業名	福祉ボランティア実践研修会事業	
事業期間	平成27年 7月 1日 から 平成27年 12月 31日まで	
事業内容 ・成果	H27. 7. 19	〇〇高齢者××ボランティア体験講座 場所：□□センター 「～といった内容の講座」 講座受講者数 ●●人
	H27. 8. 2	△△市民活動体験講習 場所：□□センター 「～といった内容の講座」 講座受講者数 ●●人
	H27. 10. 4	子育て支援ボランティアにできること 場所：□□センター 「～といった内容の講座」 講座受講者数 ●●人
	H27. 12. 13	災害ボランティア活動のいま 場所：□□センター 「～といった内容の講座」 講座受講者数 ●●人
	※いつ、どこで、どのような事業を行ったか、具体的に記載してください。	
経費	補助事業に要した経費の合計額	金 500,000 円
	うち補助対象経費	金 500,000 円
経費の内訳	別紙2 那覇市地域福祉基金補助事業収支決算(精算)書のとおり	

＜ 記載例 ＞

別紙2（第4号様式添付書類：第10条関係）

那覇市地域福祉基金補助事業 収支決算（精算）書

事業名	福祉ボランティア実践研修会事業
-----	------------------------

補助金 精算額 算出表	補助事業に要する 経費の合計額「A」	補助対象経費の合計額「B」	事業実施に伴う 会費等の収入額「C」
	571,000円	562,000円	20,000円
	団体自己負担金「D」	差引額「E」 (=「B」－「C」－「D」)	補助金交付決定額「F」 (交付決定通知書記載額)
	42,000円	500,000円	500,000円
	補助金概算払済額「I」 (既に概算払いを受けた額)	補助金確定額「J」 (EとFを比較して少ない方の額)	補助金差引過不足額「K」 (=「I」－「J」)
500,000円	500,000円	0円	

	項目	当初予算額(円)	決算額(円)	内 訳
収 入	会費等の収入「C」	30,000	20,000	
	団体自己負担金	20,000	51,000	うち補助金対象外経費「G」 9,000円
	補助金申請額「F」	500,000	500,000	
	収入計	550,000	571,000	

	項目	予算額(円)	決算額(円)	内 訳
支 出	謝礼金（講師謝礼金）	74,000	68,000	県外教授1人8,000円×2h×2 県内教授2人6,000円×2h×3
	旅費	130,410	147,410	県外教授(航空賃、日当、宿泊料、電車賃等) 県内教授(交通費760円×3回)
	消耗品費	54,000	64,000	筆記用具、印刷用紙等
	印刷製本費	105,510	105,510	テキスト70冊、パンフレット120冊等
	通信運搬費	64,080	64,080	案内用ハガキ52円×150枚等
	筆耕翻訳料	50,000	50,000	手話通訳(2H×4回)
	使用料	63,000	63,000	会場(〇〇センター)3h×4回
	補助対象経費合計「B」	541,000	562,000	(差引 21,000円)
	補助対象経費以外の経費合計「G」	9,000	9,000	(差引 円)
	支出計「A」	550,000	571,000	(差引 21,000円)

注1 事業毎に作成してください。上記に入らない場合は、別紙に記入してください。

注2 事業の変更承認があった場合、補助金交付決定額「F」の欄には変更承認通知書記載の額を記入します。

注3 差引過不足額(上記「K」)が生じた場合は、返納(「K」の額がプラスの場合)又は不足額の請求(「K」の額がマイナス(△)の場合)の手続きが必要ですので、別途通知します。